

平成22年4月から

## 国民健康保険料（税）の軽減制度が始まります

### 対象者

離職の翌日から翌年度末までの期間において

- (1) 雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)
- (2) 雇用保険の特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職)

として失業等給付を受ける方です。

### 軽減内容

国民健康保険料(税)は、前年の所得などにより算定されます。

軽減制度は、前年の給与所得をその30/100とみなして行います。

軽減制度の詳細はお住まいの市町村の国民健康保険課までお尋ねください。

軽減制度の対象となれば、任意継続被保険者より保険料負担が低くなる場合があります。

### 参考 国民健康保険料(税)の軽減例

・給与収入が300万円(標準報酬月額26万円)で夫婦・子1人の場合

健康保険料 27.1万円(年額)

国民健康保険料(税) 8.5万円(年額)

注:1 健康保険料は平成22年度の保険料率8.7%を使用

注:2 国民健康保険料(税)は平成19年度国保実態調査に基づく厚生労働省の資料を使用

すでに保険料を前納した方で、軽減制度を利用し、国民健康保険への加入をご希望の方へ

以下の要件を満たした場合、任意継続被保険者の資格を途中で喪失し、すでにお支払いされた保険料のうち、未経過分をお返すことができますので、お申し出ください。

- (1) 平成21年3月31日以降の離職であること
- (2) 離職日時点の年齢が65歳未満であること
- (3) 平成22年度分の保険料を前納したこと
- (4) 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11, 12(解雇)」「21, 22, 23(雇止め)」「31, 32, 33, 34(正当な理由のある自己都合退職)」であること